那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和6年1月26日(金)午前9時58分

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 萩谷 俊行 副議長 大和田和男

議員寺門勲議員原田陽子

議員小池正夫議員石川義光

議員關守議員冨山豪

議員花島進議員寺門厚

議員木野広宣議員古川洋一

議員勝村晃夫議員武藤博光

議員笹島猛議員君嶋寿男

議員遠藤実議員福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次 長 秋山雄一郎

次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先﨑 光 副市長 玉川 明

教育長 大縄 久雄 企画部長 渡邊 荘一

政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美智也

総務部長 玉川 一雄 総務課長 加藤 裕一

総務課長補佐 小泉 友哉 防災課長 石井 宇史

保健福祉部長 生田目奈若子 社会福祉課長 髙安 正紀

社会福祉課長補佐 坂本 武志 こども課長 萩野谷 真

こども課長補佐 水野 厚子 介護長寿課長 萩野谷智通

介護長寿課長補佐 住谷 孝義

会議に付した事件

- (1)低所得者支援及び定額減税を補足する給付について
 - …執行部より説明あり
- (2) 能登半島地震に伴う職員派遣について
 - …執行部より説明あり
- (3) 障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて
 - …執行部より説明あり
- (4)公立学童保育事業の運営委託について
 - …執行部より説明あり

(5) その他

- ・令和6年第1回定例会一般質問順番について
- ・改選後の返却リストについて
- ・能登半島地震義援金について
- …事務局から説明あり

議事の経過概要(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午前9時58分)

事務局長 それでは、皆様、おはようございます。

定刻にちょっと早いんですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して行います。

ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長皆さん、おはようございます。

任期最後の全員協議会にご参集いただきまして、誠にご苦労さまです。

今日は、会議事件その他含めて5件ありますけれども、慎重な中にスムーズなご審議を いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長にお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎 内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡 潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いします。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。職 務のため、議会事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、先﨑市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。 市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し 上げます。

初めに、このたびの能登半島地震でお亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

地震の発生から間もなく4週間となりますが、いまだに被災地では多くの方が避難所生活を続けております。必要な物資の不足はもちろん、災害対応に当たる人手の不足が大

変深刻な状況でございます。このような中、全国の自治体から多くの職員が派遣され、 現地支援に当たっておりますが、本市においても先日23日から保健師を派遣し、避難者 の健康支援等に従事しております。また、避難所運営や応急給水等を支援するため、今 後も順次、職員派遣を行っていく予定でございます。職員の派遣の詳細につきましては、 この後、改めてご説明をさせていただきます。

それでは、本日の全員協議会でございますが、職員派遣の件も含めまして、全4件につきましてご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしくお願い申し上げまして、 挨拶といたします。

議長 ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、議事に入ります。

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について、執行部より説明願います。

それでは、座って失礼をいたします。

全員協議会資料をご覧ください。

低所得者支援及び定額減税を補足する給付についてでございます。

まず、1の概要です。

国では、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえまして、物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金、こちらに低所得者支援及び定額減税を補足する給付、給付金定額 減税一体支援枠と言いますが、この創設を令和5年12月22日に閣議決定をいたしました。

物価高騰の現下の状況に鑑みまして、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への 給付やこども加算などの一連の給付を早期に実施することについて、ご報告するもので ございます。

次に、2の標準事業でございます。

①住民税均等割のみ課税世帯への給付につきましては、令和5年度の住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯に対しまして、10万円を給付するものでございます。

②低所得者の子育で世帯への加算につきましては、非課税世帯に加え、①均等割のみ世帯、この後にご説明いたします③令和6年度の非課税世帯及び均等割のみ世帯における18歳以下の児童を対象に1人当たり5万円を給付するものでございます。

この①と②の事業について、国の制度に基づきまして、このたび実施してまいります。 次のページをお願いいたします。

③と④につきましては、来年度、令和6年度の対応となりますが、③令和6年度の住民税において、新たに非課税世帯、あるいは均等割のみ世帯となった場合に10万円を給付するもので、④4万円を定額減税し切れないと見込まれる所得水準の方へ給付額を調整

して給付するものとなってございます。

次に、3の交付限度額でございます。

ただいまご説明いたしました①から④まで、令和5年度と6年度分にまたがりますが、合計で3億8,702万2,000円となってございます。

次に、4の今後のスケジュールでございます。

①と②につきましては、令和5年度の住民税で判定できること、国からの通知も3月頃から順次給付するとされておりますことから、本日の全員協議会の後、2月上旬に専決処分を行いまして、2月中旬にはシステム改修等含めた給付準備を行い、3月に給付開始する予定としてございます。

③と④につきましては、令和6年度の住民税情報等を基に早期に給付を開始することと されていることから、来年度の税額の確定に合わせまして、専決処分を含めて事業化を 進めていきたいというふうに考えてございます。

次のページが5の補正予算、専決処分の内容でございます。事業内容につきましては、 社会福祉課からご説明をいたします。

社会福祉課長 社会福祉課の髙安です。よろしくお願いいたします。

補正予算につきましてご説明のほうをさせていただきたいと思います。

ただいま説明がございました国の制度に基づいて専決する事業についてご説明いたしま す。

3ページの上段にございます事業が①に関連する住民税均等割のみ課税世帯重点支援臨時給付金事業となります。こちら住民税均等割のみ課税世帯1,200世帯に対して10万円を給付するものです。事業費は1億2,880万8,000円となってございます。

続きまして、下段になります。

そちら下段のほうが②に関連いたします、低所得者世帯こども加算臨時給付金事業でございます。住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童700人に対し5万円を給付するものです。事業費は3,568万5,000円でございます。

この2事業につきましては、全額、国の給付金事業となり、2月上旬に専決処分を行いまして、3月から給付開始をすることで実施していきたいと考えております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。ございませんか。 (なし)

議長ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時09分)

再開(午前10時10分)

議長 再開します。

続きまして、能登半島地震に伴う職員派遣について、執行部より説明を願います。

総務課長 総務課長の加藤でございます。関係職員、ほか2名が出席しております。どうぞよ ろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料の能登半島地震に伴う職員派遣についてをご覧ください。 能登半島地震に伴う職員派遣について。

本市では、令和6年1月1日に発災した能登半島地震について、総務省及び厚生労働省から県を通し被災地への人的派遣の要請を受け、これまで県等と派遣可能期間及び派遣可能人数等の支援体制の準備を進めてきたところですが、このたび職員派遣の内容が決定したので、報告いたします。

それから、1月18日にラインワークスで報告させていただいたところでございますが、 それ以降、追加もございましたので、それについてもご説明させていただきます。

1、派遣概要でございます。

まず、1月23日から1月29日まで、石川県輪島市へ保健師1人を既に派遣しております。支援業務は、避難所における住民の健康支援業務、在宅における要支援者の健康管理業務等でございます。

次、下の段でございます。

1月28日から2月1日まで、石川県能登町へ2人派遣をいたします。支援業務は、避難所運営、罹災証明書発行支援でございます。あと、家屋被害調査でございます。

その下の段ですが、それが昨日決まりました、令和6年1月31日から2月4日まで、 2人体制で派遣いたします。こちらも支援業務は避難所運営、罹災証明書発行支援、家 屋被害調査でございます。

その下の段でございます。

2月15日から2月19日まで、石川県志賀町、輪島市へ技術職2人派遣予定となっております。支援業務は、住民への応急給水等になります。

今日現在で派遣が決まっているところは以上でございます。

2、今後の派遣についてでございます。

現在、茨城県等と調整中でございます。

なお、2月25日までの派遣要請が県から市町村に来ております。内容等は、避難所支援、罹災証明書発行、住宅被害認定調査等でございます。本市としてもできるだけ要請に応えたいと考えております。

3、予算措置についてです。

1月中の派遣経費については、緊急対応のため予備費から充用いたしました。

なお、2月以降に見込まれる経費については、専決処分による補正予算で対応させてい ただきます。 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。ございませんか。

(なし)

議長ないいようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時14分)

再開(午前10時15分)

議長 再開します。

続きまして、障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについて、執行部より説明 願います。

社会福祉課長 社会福祉課長の髙安です。ほか関係職員が出席しております。よろしくお願い いたします。着座にて説明させていただきます。

全員協議会資料、障害者相談支援事業等における消費税の取扱いについてをご覧ください。

こちら説明に当たりまして、法律名が若干長めでございます。障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援するための法律と長いため、こちらを以降、障害者総合支援法と 呼ばせていただきます。

このたび障害者総合支援法の規定に基づきまして実施しております障害者相談支援事業 及び介護保険法の規定に基づき実施しております地域支援事業の委託事業におきまして、 消費税の取扱いが課税対象であることが判明したので、その対応についてご報告いたし ます。

1の概要です。

本市において、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業である障害者相談支援事業を社会福祉法人に委託し実施しております。この事業につきましては、社会福祉法に基づく社会福祉事業として取り扱っておりました。社会福祉法に基づく社会福祉事業につきましては、消費税が非課税とされており、これまで障害者相談支援事業等の社会福祉法上の取扱いについては明確に周知されてこなかったため、当該事業について、消費税を非課税として取り扱ってまいりました。

こういった中、令和5年10月4日付、こども家庭庁、厚生労働省発出の事務連絡、障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等についてにより、障害者相談支援事業等については、社会福祉法上の社会福祉事業には該当せず、消費税関係法令上の取扱いは課税であることが明確に示されました。

これを受け、本市の当該事業に係る消費税の取扱いについても課税対象となることから、受託者へ追加分の消費税等を支払うものです。また、これらを踏まえ、同法人の委託事

業を精査したところ、介護保険法に基づく地域支援事業のうち、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業においても課税対象となることが判明したことから、同様な対応を取るものです。

続きまして、2の対象事業になります。

こちらにつきましては、1法人となります。契約数は3契約で、内訳といたしまして、 社会福祉課分としまして2契約、介護長寿課分といたしまして1契約となってございま す。

続きまして、3の遡及期間及び消費税額等です。

法に基づきまして、過去5年分、平成30年度から令和4年度までの分について、本来 支払うべき消費税の額は、社会福祉課分が1,364万700円、介護長寿課分が、見込みでは ございますが、340万3,805円、合計いたしまして1,704万4,505円となってございます。 こちらに係る延滞税等については未確定となってございます。

また、令和5年度分につきましては、事業が完了しておりませんので、見込額となりますが、社会福祉課分といたしまして395万9,000円、介護長寿課分といたしまして82万8,000円、合計478万7,000円の消費税相当分を支払うこととなります。

続きまして、4の今後の対応についてでございます。次ページになります。

こちらについては、受託者へ経緯の説明を行い、平成30年度から令和4年度の過去5年間の修正申告を依頼し、今後、本来支払うべきであった消費税額に延滞税等を加え、受託事業所へ支払う予定でございます。

令和5年度につきましては、消費税を加えた金額で変更契約を行い、消費税相当額を受 託者へ支払うものでございます。

その他といたしまして、介護長寿課において他の法人に委託している事業についても、 現在、国等へ確認しているところでございます。今後、消費税の取扱いにおいて課税対 象であることが判明した場合には、適切に処理していきたいと考えてございます。

なお、この全員協議会後に県庁記者クラブ並びにホームページでの情報提供のほうを行う予定でございます。

説明につきましては以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

- 花島議員 この分野については私詳しくないんで、全然よく分からないんです。文章だけから すると、社会福祉法による社会福祉事業でないからということですが、その社会福祉法 を読んで、この事業に入っているかどうかというのは簡単に分かる話なんでしょうか。
- 社会福祉課長 非常に複雑な内容になっております。全国的にもこれで、この条文を読んだ限りで、当市のような形で取り扱っていた市町村はかなりございまして、ある県では、こういった事業を行っている事業のうちの6割がこういった取扱いを行っていたというよ

うな内容も伺っております。

以上になります。

- 花島議員 次に聞きたかったことも今答えていただいたんですが、要するに法律上、何ていう のかな、明確でないというのは、こっちに責任があることなんですか。
- 社会福祉課長 国のほうからはっきりした内容のものは明記されてはございませんでしたが、 取扱いにおいて、消費税を支払っていた市町村も間違いなくございます。ですので、国 のほうといたしましては、消費税を支払っていたところと合わせたのかなという、その あたりちょっとはっきりいたしませんが、こちらといたしましても、国のほうからそう いった形で明記された部分がございますので、それに従って、急ぎ全員協議会にかけさ せていただいて、その後、専決で支払っていくというような形を取らせていただこうと 思っているところでございます。

以上になります。

- 花島議員 払うのは別にいいんですけれどもね、払うべきものであれば。ただ、先ほど言いましたように基準が明確じゃないというのは国の責任だと、1つは思います。それから、それとは別に、消費税を払うのは我々じゃなくて事業者ですよね。事業者に言われて、私たちは消費税分も納めるということになっていまして、その点、事業者はどういうふうに認識していたのかお聞かせいただけたら、いただきたいと思いますね。
- 社会福祉課長 事業所のほうにも確認を取りまして、こちらについても、事業所には税理士おりますので、税理士のほうにも確認を取りながら、これまで来た状況ではありますが、税理士のほうでも、やはりはっきりしないものだというふうなところで、課税対象として取り扱ってはいなかったという形になってございます。

以上になります。

議長ほかにございますか。

- 笹島議員 本当に分かりづらいんですけれども、市のほうが支援事業ですよね、やっています よね。それで、受託という、頼んでいますよね。その受託の事業所というのは、消費税 を払っているんでしょう。
- 社会福祉課長 これ以外にも事業がございますので、これ以外の事業につきましては消費税を 払っていた形になってございます。

以上になります。

笹島議員 その払うもの、払わないものって分類されていたわけだ。

社会福祉課長 おっしゃるとおりです。

笹島議員 非常に複雑じゃないですか、それ。曖昧な部分もあるし、複雑な部分も。 それで、これ何か指摘されたの、これは。

社会福祉課長 こちらにつきましては、国のほうからこのような通知が届いたという形になってございます。こちらについては課税になりますということで、通知がございました。

以上になります。

笹島議員 今まで曖昧なところでって、国もそういうふうに今のようなグレーの部分もあるで しょう。挙句の果て、延滞税払えなんて言っているの。

社会福祉課長 こちらは、法に基づきまして、そういう形になってくると思います。

笹島議員 それおかしい話だよ。それ文句言わなきゃいけないよ。あれ 4.6%くらい取られるんでしょう、延滞税というのはね。それは黙ってちゃ駄目だよ。このまま泣き寝入りしてちゃ駄目ですよ、これ。我々の税金からやることでしょうよ。やはりそれは受託事業所と国と、ここの保健福祉部でよく話し合って、裁判でもやったらいいんじゃないの、こんなの。いいですけれどもね。

議長ほかにございますか。

(なし)

議長ないいようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時26分)

再開(午前10時27分)

議長 再開します。

続きまして、公立学童保育事業の運営委託について、執行部より説明願います。

こども課長 こども課長の萩野谷です。ほか関係職員2名が出席しております。よろしくお願いたります。着座にて説明させていただきます。

それでは、全員協議会資料、公立学童保育事業の運営委託についてをご覧ください。

現在進めている公立学童保育所の運営委託について、県内における公設民営化の状況等を調査しましたので、その結果を報告するものです。

前回、11月の全員協議会において、学童保育所を民間委託した自治体の成功例、失敗 例を把握するべきである、また、民営化して事業費が上がっても効果が高い事業になる ことを説明してほしいなどの意見がありました。

こども課では、県内自治体に対して民間委託に至った経緯や民間委託により支援員の確保が可能になったのかなどのアンケートを実施しました。

初めに、県内における公設民営化の状況です。

昨年11月に県内全市町村に対し、放課後児童クラブ事業の民間委託に関する調査を実施しました。調査結果は以下のとおりです。

公設児童クラブがあると回答した市町村39、うち公設民営化しているのが31市町村という結果になりました。民間委託している31市町村のうち、株式会社や有限会社に委託している市町村は19となっております。こちら19市町村の導入経緯ですが、支援員の確保と答えた市町村が一番多く13、次に、支援員の資質の向上が4市町村、その他としては、会計年度任用制度の導入に合わせてサービスの拡大、保護者会運営からの移行、二

ーズ対応などがありました。

次に、委託箇所になります。

公設学童全てを委託が14市町村、一部を委託が5市町村となっております。一部と答えた市では、順次民間委託をする過渡期であることや市立の特別支援学校があるため、その学校の学童は民間委託外としている実情がありました。選定方法についてはプロポーザルが一番多く14市町村、次に入札が4市町村、随意契約となっております。

現在の支援員が確保できているかの設問では、確保できている市町村が9、運営基準を満たしているがやや不足または余裕がない状況が8市町村、不足しているが2市町ありました。不足と回答した共に県南地域に位置する市と町に理由を照会したところ、1市は、運営基準はクリアしているが、想定していた支援数が確保されているとは言えない判断であり、1町は、急速な人口増加により当初の想定より学童需要が拡大し、支援員補充が対応できていないとのことでした。

現在、市で検討している公立学童保育所の民間委託に際して想定している事項を尋ねた 内容になります。

長期休業期間中の昼食の提供については、現時点で実施している市町村は5、検討中含む未実施は14市町村になっております。

2ページ目になります。

ICT化の状況を尋ねた設問では、Wi-Fi設置済み市町村が7、入退所システム導入が5市町村、ICT化未実施が6市町村という状況となっております。

その下になります。

既に会社法人に運営委託している市町村に具体的なメリット、デメリットを尋ねました。 自由記載での回答ですので、同様内容はまとめております。

なお、表右端の数字は、回答項目ごとの市町村数となっております。

まず、メリットに挙げられる内容になります。

支援員の体調不良や緊急時に、本部職員や委託業者が雇用する他市町村の支援員が臨時的に派遣され対応した。スポーツ教室活動を実施し、児童も満足している。児童への入退出管理や保護者への一斉メールが可能になった。委託事業者が独自で用意したイベントは子供に好評であるなどありました。

次に、デメリットとして挙げられる内容としては、保護者からの小さい意見や苦情等について、クラブ内や委託業者の中でとどまってしまい、保護者からの意見を直接聞く機会があまりない。想定した支援員数を確保できていないなどの意見がありました。

2、保護者からの意見になります。

令和5年12月6日付で、公立学童保育所利用児童の保護者世帯453世帯に対し、民間委託した場合に、現在、市として検討している事項を示し、意見等があれば記載していただく形での通知を送付しました。

保護者から意見があったのが33人、うち賛成意見が28人、反対意見2人、質問のみが 3人おりました。

3ページ目になります。

まず、主な賛成意見として、民間委託により、専門性の向上と人材確保がされるのであれば賛成。内容は、現在よりサービス向上に疑義はなく、速やかに実施してほしい。民間は利用児童の確保について他社との差別化に尽力しており、児童が飽きないように様々な工夫をしているので、そのノウハウを生かした学童運営に賛成などの意見がありました。

一方で、できるだけ多くの支援員の継続雇用を希望することや人員に関しても民間は営利目的であれば適していない職員が配置される可能性もあるなどの反対意見もありました。

要望・意見としては、Wi-Fi環境の整備を求めるもの、民間委託しても現行の利用料を維持してほしいなどの意見がありました。

3、委託導入後の対応になります。

民間委託されても公設である以上、最終責任は市にあります。運営に関しても、当然ながら関与することになります。まず、毎月の月次報告を求めかつ緊急の案件や事務連絡等は随時連絡調整を行う。年1回程度、定期会議に市職員が同席する。同じく年1回程度、市職員による立入調査を実施する。利用者アンケート及び自己評価を実施し、公表する。これら事項を実施してまいりたいと考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ただいまの説明について、質疑、ご意見ございますか。

花島議員 前に申し上げましたように、私は民間に出すのに全く賛成していないです。だけれ ども、基本的には、何ていうんですかね、普通に考えている年度内任用職員の処遇の枠 を超えてよい処遇にすれば、当初、市が考えている問題は解決されると私は思っている んですよね。だから、それはもうぜひ本当はやってほしいと思います。

まずそれを明らかにした上で、民間に委託した場合に、先ほど社会福祉関係の話であったんですが、消費税は払うことになるんですよね、きっと。払わないんですか。その辺はどうなっているんでしょうか。

- こども課長 こちら社会福祉法に規定される第2種社会福祉事業になりますので、こちらについては非課税の扱いとなっております。
- 花島議員 それはそういうことだということが分かりましたが、そのときに、例えばサッカー 教室とか何かそんなようなことを、付加的なことを民間運営にしたときに、足したとき に、プラスの費用がもしかかるとして、それも非課税になるということですか。
- こども課長 学童保育事業の委託料として支出しますので、その分も含めて非課税という解釈

でおります。

花島議員 分かりました。

じゃ総合的に、一体予算としてどのくらい増える、増えると前に小さな声で言いました よね、予算増えますって、言いたくないから小さい声になったんだと私は思っているん ですが、どのぐらい増える見込みなんでしょうか。

こども課長 市内9か所の公設の学童を民間事業者に運営委託した場合でございますが、令和6年度については10月から半年間の分にはなりますが、こちらについて、学童事業として比較にはなってしまいますけれども、令和6年度と令和5年度の予算比較で、歳出予算で約4,000万円増となる見込みです。ただし、一般財源ベースでは補助金等ありますので、2,200万円ぐらいの増という見込みではございます。

以上です。

花島議員 単純にお金がかかってもやりたいという話なら分かるんですけれども、もともとの 動機が、いい仕事をするからというよりは、処遇の関係ですよね、支援員の。だから、 いまだに納得できないですね。

ただ、市が公に雇用する1人に対する処遇について、国だの総務省だの、いろんなところが圧力かけているのは知っていますので、やはり市としてはそれをはねのけるようなことをやらないと、こういういろんな事業がどんどんどんどん民営化されていって、それで、前にも言いましたように、市として、あるいは議会としても、何をやっているか分からなくなる。一見、一旦は質がよくなるようなことがあるかもしれませんが、その質の維持というのは、私は困難だと思っています。ですから、全く賛成できません。

以上です。

議長 ほかにございますか。

遠藤議員 ごめんなさい、ちょっともう一度確認で、これいつから実施する予定でしたっけ。 こども課長 予定としては、令和6年10月を予定してございます。

遠藤議員 これは県内の全市町村に調査していただいたということで、今、実際やっているところに関して、ほか民間に委託している19市町村の主な回答ということで出てきていますけれども、これで現在の支援員の確保。やはり過去何回もこの全員協議会でご意見を、いろいろな議員の方々も出ていたと思いますが、現状よりも子供にとってよくするためにという中の一つで、例えば支援員の確保、民間だったら支援員が確保しやすくなるからというふうな答弁があったかに覚えていますが、既にやっている今の市町村の現状を見ると、確保できているは9市町村で、基準を満たしているがやや不足または余裕のない状況、これが8市町村ですから、余裕はないんですよね。これは確保できているとか基準を満たしていないと、そもそも民間ではできないんだと思いますから、そもそも基準を満たしていないとは書けないですね、当然ながら。ただ不足しているも、それでも2市町村もあるんですよ。

だから、これって民間に委託したら支援員はばんばん来るというものなのか、そこらちょっとこの既にやっているところを見た上で、もう一度回答を、ご答弁をお願いしたいんですが。

こども課長 人材の確保というのは、公、民間問わず、昨今、厳しい状況だとは認識しております。当市においても、会計年度任用職員の給与は昨年4月に遡ってアップしたということではございますが、民間についても同時にパート、アルバイトの職員の時給単価も上がっております。多分その差は縮まってはいないのかなというふうには思っております。昨年来、お話ししているように、支援員の身分、こちら地方公務員法に基づく会計年度職員になりますので、我々職員と同じく給料表の適用を受けて、それでもって職位職責で位置づけられている給与をもらうという形です。

ですので、なかなか花島議員もおっしゃっているように処遇、上げればいいんじゃないかというような話ございますが、なかなかそういったことで、市にもほかのいろいろ会計年度職員おりますので、そういった関係上、その部分だけ底上げしてというのがなかなか難しいというような現状があるので。とはいっても、民間の業者、学童保育を請け負っている業者というのは、既に、アンケートにもありましたように、ある程度、実績がもうできている市場で、ノウハウも蓄積されているかと思います。人材確保というのも業者間の競争というような部分がありますので、あまりに低い賃金を示すと、民間も同じく集まってこないのかなというふうな部分があると思うので、市としては、人集めの部分で期待しているところではございます。

以上です。

遠藤議員 今ね、ご答弁の最後に期待していいんじゃないかということですが、答弁の全体を聞くと、なかなか期待できないですよね。やはりそれは公立だろうが民間だろうが、支援員を確保するのは、どっちにしろ大変ということですよね、今の答弁は。だから、今回いろいろと今まで全員協議会でご答弁いただいていた民間に移行すれば確保しやすくなるということは、やはり違うんだろうと、今の答弁を聞いても思うんですね。だから、民間委託する理由の大きな一つにはなり得ないと私は思うんですね、やはり今のご答弁を聞いても。

この2ページ目を見ると、今の19市町村におけるメリットやデメリットってありますけれども、このメリットの中で一番多い、2つありますが、19市町村のうち18の市町村が出している雇用に関する事務が軽減したというのがあるんですが、これは市町村のほうが、委託した市町村のほうが、雇用に関する事務が今までやっていたものがなくなったんで、よかった、こういう意味なんですか、これって。

こども課長 察するに議員おっしゃるとおりの部分だと思います。

遠藤議員 これメリットということなんでしょうかね。市町村は民間に委託したら、今まで大変だったものがやらなくてよかった、そういう意味なんだろうと思いますが。

あとは、同じようにこの一番上に体調不良等緊急時には本部職員というのは、この民間の本部職員だと思いますが、あとは業者が雇用しているほかのところからも派遣されて対応したと、こういうのもメリットになってはいますけれども、やはりこれを見ると大変は大変な状況なんだろうと、民間に委託してもねということだと思うので、これはちょっと民間に委託したからいいというよりも、ずっと継続して、この業界の雇用確保は考えていかなきゃいけない内容なんだろうというふうには思うんですよね。やはり民間委託に関しても、これ全部委託するのか、それとも一部にするのかというのは、これは今のところどういうお考えなんでしたか。

こども課長 委託についてのタイミングで9か所同時にというふうには考えております。

- 遠藤議員 前にも申し上げたとおり、とにかく一つのところに全部となると、そこをうまくやってくださればいいんですけれども、そうでない場合は、やはりゆがみ、ひずみも出てくるだろうと思いますから、いろいろとご検討はいただければありがたいと思います。ここにある昼食の提供はどういうご予定なんでしたっけ。
- こども課長 昼食の提供についても、長期休業期間、夏休みの想定ですが、希望者について、 最初は週に1回、ないし2回かもしれませんが、できる範囲でやっていきたいなという ふうには思っております。
- 遠藤議員 これは今の公設、公立の学童を全部ほかの一つに委託するということですが、今で も民間の学童いらっしゃいますけれども、そことの協議というのはどういう状況なんで したっけ。
- こども課長 特に今、民設民営のほうとはまだ、検討中ということもあって、具体的な話は何 もしていない状態です。
- 遠藤議員 今年の10月ですから、もう言ってみればあと半年、もう半年ちょいすれば始まっちゃうんで、新年度始まると、もういろんなそれに向けて動きが出てくるんだろうと思うんですよね。そうなってくると、それまでの下地をつくるであるとか、いろんな検討はもう少しちょっと進めて、実際に始まるとどういうふうになるのかというのは、ある意味、いろんなこれは、那珂市の子供に関することで、すごく影響が大きいので、もう少し整理されて、場合によっては今の学童、民間の学童と話をする必要があるかないかも、これはちょっと市の考え方なんでしょうが。いろいろとちょっと検討していただく必要があるかと思うんですが、いかがですか。
- 保健福祉部長 いろいろご意見ありがとうございます。

今回の公立学童の民間委託につきましては、いろいろ意見をいただきまして、うちのほうとしても今説明させていただいたように、県内市町村のほうの状況を伺ってまいりました。もう既に平成元年前から、公設民営ということで取り組んでいるところも、民間委託してやはり駄目だったから切り替えるとか、そういった話も聞いていませんですし、続けて公設民営でやっているというところで、あとはやはりアンケート結果にも、先ほ

ども言ったようにサッカー体験だったりとか、あとはいろんな子供たちが喜ぶような、楽しむような行事をやっていただいて、子供たちから、それから保護者たちからもたくさん満足しているよという意見も出ているというところで、ずっと私たちも進めていくべきだねということでやっております。

先ほどから出ている支援員の確保につきましても、処遇上げたらいいんじゃないのという話もありましたけれども、やはり那珂市の職員の中に専門職として学童の支援員以外にいろんな専門職がいまして、学童の支援員だけお給料を上げるというと、それなりの根拠がないと、皆さんに示せるものがないと、ここだけ上げるというのはちょっと難しくて。それについては、民間のほうが報酬の設定ですか、そちらの自由度もあるのかなと思っていまして、あと勤務につきましても、学童だとどうしても午後からの勤務になりますが、大きい民間だとほかの事業もやっていまして、雇用の仕方も、午前中は別な事業で働いてもらって、午後から学童という形で、1日での勤務も可能となるようなことも聞いております。そういった面からも、雇用の幅も、市がやるよりは民間がやっていただいたほうが広がるのかなというところで期待しているところでございます。

先ほど言った雇用に関する事務の軽減につきましても、どうしても今、支援員が少なくて、そこにかかる手間が出てきているというところで、行政としては職員数も限られた中で、それだけをやるべきものではないので、民間にお願いできるところは民間にお願いして、行政がやるべきところはしっかりとやっていきたいというところでの今回、運営に係る部分を民間にお願いしたいというところでやっています。

いろいろな保護者、それから議員の皆様からもいろいろ要望がございますので、そういったところもなるべくできるような形で検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

古川議員 この話の最初は、先ほど来出ている支援員の確保が難しいから民間に委託するんだと、民間だったらそれができるだろうというふうに最初は皆さんも思っていたかもしれない、私も思っていた。だから、それだけじゃなくて、そもそも委託する大きな目標というのは、子供たちのためになるのか、保護者のためになるのか、そういったところが一番大事だと思うんですよね。ですから、今回このメリット、デメリット、そして要望とかいろんなのが出てきて、おおむね賛成というのが多いということを考えると、そこに対して市の持ち出しが今後多少、民間委託ですから増えるんでしょうけれども、それは必要な投資かなというふうに私は思います。

ただ、保護者の意見にも、委託したからといって料金を上げないでほしいと、そういった意見もございますので、その辺は十分にご検討いただいて、ぜひ私は進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

冨山議員 私も民間でできることは民間にやってもらうのが一番であって、保育事業もそうな

んですが、将来的にはやはり民間に委ねることが最適であると考えております。

あと、保護者の方々もサービスが向上すれば、おそらくでありますが、民間に委託したことに対して別に問題なく過ぎると思っております。ただ、公設民営化、これ31市町村したと言いますが、これは大きなトラブルとか撤退とか、過去にそういうのというのはございましたか、伺います。

こども課長 県内の31市町村については、そのようなことはないというふうには伺っております。

以上です。

冨山議員 ありがとうございます。

議長ほかに。

花島議員 繰り返しになるんですけれども、先ほど部長がおっしゃったほかの会計年度任用職員と同じ処遇というのは、大体、考えがおかしいですよね。分かっていますよね、それは。能力とか職務の重みとか、それから市場ですよね、要するにどのくらいその職で働きたい人がいるか、それによって変わるのが普通であって、会計年度任用職員だからこれという話は、そもそもおかしいというのが私の考えです。ぜひ市もそういう考えで運営してもらいたいと思いますね、市政全般ですね。なかなか通らないというのは分かっていて言っています。担当課はね、したくても、市長もうなずいていますけれども、もういろんな制約があるんですよね。だけれども、それをやはりね、文句言ったり、何らかのアクションをしていかないと、いつまでたってもこれです。その辺よく心に留めていただきたいと思います。

議長 ほかにございますか。

笹島議員 流れは公設民営化という、これは仕方がないと思うんですけれども、これ始まってからが大変だと思うんですね。今どの業界も人手不足ですよね。ましてこの学童保育云々なんて、働ける時間もフルタイムじゃないよね、4時間か5時間くらいですよね。夏休み、冬休みはフルタイムかもしれませんけれどもね。ごめんなさいね、こういうところに誰が来るのかなっていう感じ。まして60、70歳の人は勤められないですからね、若い方じゃないといけないでしょう。そうすると、若い方はもうやはり家を建てたりですね、車買ったりしていて、両方でペアローンなんて組んでいるような世帯ですから、もうお金をたくさん稼いで支払わなきゃいけないということで。どれだけね、これ維持するのが大変ですよ。

私が一番危惧するのは、これ撤退されたらどうするんですか、大丈夫なの、これ。

保健福祉部長 私たちも民間に委託して終わりではないと思っていますので、市のほうでもしっかりと見ていきたいと思っております。

笹島議員 ちょっと具体的な話がないんだけれども、今、私が言った撤退の危険性はないのと いうことを聞いているんですけれども。

保健福祉部長 今、既に委託している市町村においてはそういった話は聞いてございませんの で、引き続きやっていただいているということでございます。

笹島議員 これからますます人手不足ですよ。どの業界も欲しがっている、人をね。もう外国人さえ来ない時代になってきている、日本の社会がね。こういう時代に、今言っていた何人の児童で何人を確保しなきゃいけないということもある程度考えなきゃいけないでしょう。もうそれが言っていられないような、もう取り合いになっちゃうんですね、やはりね。そういうね。今の看護師の取り合いと一緒ですよね。もうどこでもどんどんどんどんいなくなっていって、またカムバックしてもらったり、給料上げたりという、それがもうどの業界でもせっぱ詰まって、これからますますですから。それ本当に危険性というのを考えて慎重にやってください。あまり簡単にいく問題じゃないですから。よろしくお願いします。

議長ほかにございますか。

(なし)

議長ないようですので、終了といたします。

暫時休憩いたします。執行部はここでご退席を願います。ご苦労さまでした。

休憩(午前10時57分)

再開(午前10時59分)

議長 再開します。

続きまして、その他になります。

事務局より、事務連絡があります。

次長補佐 では、私のほうから3件あります。

まず1点目なんですけれども、一般質問の通告順です。令和6年第1回定例会の一般質問の順番なんですけれども、議員改選がありますので、定例会前に議会運営委員会のほうを開催することができませんので、正副議長、議会運営委員会の正副委員長にご相談させていただきまして、一般質問の順番につきましては、通告順番で一般質問のほうをやらせていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、2点目なんですけれども、以前にも申し上げました、改選後、議員の身分でなくなる方につきましては、タブレットの返却を2月22日までにお願いしておりましたが、あわせまして、ヘルメット、あとビブスのほうもあるんですけれども、そちらのほうの返却をお願いしたいと思います。今、サイドブックスのほうで返却リストを流しましたので、そちらをご確認していただければと思います。

また、政務活動費の精算につきましても、任期満了後に事務局から通知を差し上げます ので、よろしくお願いします。

最後になるんですけれども、能登半島地震に対する義援金についてになります。

皆さんご存じかと思いますが、1月1日、能登半島地震が発生しまして、多くの建物が

崩壊し、多数の死傷者が出るなど、甚大な被害が報告されております。このたび議長、 副議長と相談させていただきまして、被災地の早期復旧、復興支援としまして、議会と して義援金を送るべきかどうか、全員協議会のほうでお諮りしたいということになりま したので、お願いしたいと思います。

なお、全国市議会議長会及び北信越市議会議長会からも義援金の協力要請の通知のほうが来てございます。

那珂市議会としましては、直近としてトルコ・シリア地震の際にお一人5,000円以上を 集めまして、送金した例はあります。義援金を送るとなった場合ですが、近隣の状況と かを見ますと、日赤の茨城県支部、もしくは茨城新聞社を通して送っている例、先ほど 申しましたように全国市議会議長会、北信越市議会議長会から指定された口座のほうが ありますので、そちらに振り込む方法、この3通りあたりが考えられると思いますので、 ご検討のほうをよろしくお願いします。

以上です。

議長 今、事務局から説明がありましたけれども、まずは義援金を議会として一人一人募りま して、金額は別として、送るかどうかを皆さんにお諮りしたいと思います。いかがでし ょうか。

(「賛成」と呼ぶ声あり)

- 議長 それじゃ金額に次に入りたいと思いますが、事務局に近隣の状況等をちょっと説明願います。
- 事務局長 それでは、今日現在で新聞報道等で確認できた部分のみになるんですが、ご報告させていただきます。

水戸市、土浦市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市、下妻市、笠間市、古河市、結城市、こちらが1人1万円となってございます。あと、鉾田市、鹿嶋市、行方市が1人5,000円ということになっております。そのほか各議会では、例えば集めた金額が18万円で、プラス2万円できっちり20万円とかという形で、切りのいい数字で寄附している議会も見られます。

以上です。

- 議長 今、事務局より説明がありましたけれども、1万円という形の市町村が多いようですけれども、皆さん、いかがにしましょうか。
- 花島議員 私の提案ですが、基本5,000円以上ということで、あとは各議員の任意で、金額でということがよろしいかと思います。それぞれ考えだとか経済事情とかありますでしょうから。あくまで5,000円以上ということで。提案です。
- 議長 今、花島議員から、それぞれの考えということで5,000円以上を基準としてというお話がありました。

皆さんどうでしょうか、そのほかの意見ございますか。

(「いいんじゃない」と呼ぶ声あり)

議長 それでよろしいですか。

じゃ5,000円以上を一口として何口でもいいということですか。どうでしょうね。ある 程度一律で決めたほうがばらばらになるよりはいいのかなと思いますけれどもね。

- 次長補佐 前回のトルコ・シリア地震のときは、一律ではなくて5,000円以上ということで実施はしております。
- 議長 それでは、5,000円以上ということで、それぞれの気持ちで義援金をお願いいたします。 この件について、以上といたします。
- 次長補佐 すみません、もう1件よろしいですか。送金先なんですけれども、ちょっと先ほど 3つ提案をさせていただいたんですけれども。

花島議員 議長会から来た要請の口座でよろしいかと思います。

議長全国議長会。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 全国議長会というご意見がありましたけれども。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

- 議長 全国議長会のほうの口座に送金ということで決定させていただきます。
- 次長補佐 すみません、この後、全員協議会終了後、集めたいと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 今、説明がありましたけれども、終了後に義援金を一人一人集金をするということで、 よろしくお願いいたします。

この件については以上といたします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。4年間ご苦労さまでした。 閉会(午前11時06分)

令和6年3月11日

那珂市議会議長 萩谷 俊行